

青森大学 SDGs 研究センター規程

(趣旨・設置)

第1条

この規程は、青森大学（以下「本学」という。）に SDGs 推進の取り組みを専門的立場から研究支援するため、青森大学附属総合研究所第2条第2項の規程に基づき青森大学 SDGs 研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条

持続可能な開発目標（SDGs）は、人類社会が抱える貧困、人権、環境、平和などの諸課題の解決に向けた世界共通の目標として定められており、日本においては地方創生の主軸として産官学の取り組みを進めている。

本センターは、青森大学の人的・知的資源を SDGs の理念と取り組みに沿って最大限に生かしながら、青森県内外の民間企業、市民社会・NPO/NGO、大学・研究機関、自治体・政府機関、個人との連携協力を通して、持続可能な地域社会の実現に向けた知識の構築と活動支援、人材育成、普及啓発活動を目的とするものである。

(業務)

第3条

センターは、その目的を達成するため、次に掲げる教育研究プログラムを企画し、実施する。

- (1) 青森大学の教育研究活動を SDGs の取り組みに関連づける
- (2) 地域社会の様々な活性化の取り組みを SDGs の観点から協力支援する
- (3) 地域の SDGs の普及啓発活動を支援する
- (4) 上記取り組みに資する人材の育成と能力の開発を支援する
- (5) 上記にかかる情報を国内外に広く発信する

2 センターは、前項の業務を的確に実施するために必要な研究を行う。

3 センターは、前2項の業務を実施するに当たって、本学の計画及び方針を踏まえ、本学教務委員会、附属総合研究所等と適切な連携を図るものとする。

(組織)

第4条

センターに、センター長、副センター長、センター員及び客員研究員を置く。

- (1) センター長（1名）
- (2) 副センター長（1名）
- (3) センター員（各学部教員2名以内。ただし、社会学部は4名以内。）
- (4) センター事務員
- (5) 客員研究員

（センター長）

第5条

センター長は、本学の教員の中から、学長が任命する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長はセンターの活動に関する事項を統括する。

（副センター長）

第6条

副センター長は、本学の教員の中から、学長が任命する。

- 2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

（センター員）

第7条

センター員は、第3条第1項及び第2項に定める人材育成及び研究に関する業務に従事する。

2 前項に規定するセンター員のほか、各学部教員の中から、センターの研究プロジェクトを推進する教員を置くことができる。

（客員研究員）

第8条

センターは、実用に応じて外部の専門家、有識者を客員研究員とすることができる。

- 2 客員研究員は、センター長の指名に基づき、学長が委嘱する。
- 3 客員研究員の委嘱期間は1年とし、再任を妨げない。

（運営会議）

第9条

センターが行う業務を円滑に実施するため、SDGs 研究センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、次の各号について審議し決定する。

（１）センターの事業計画に関する事項

（２）その他センターの運営に関する重要事項

２ 運営会議は、センター長が招集し、主宰する。

３ 運営会議の委員は、センター長、副センター長、センター員及び客員研究員とする。

４ 運営会議は、必要に応じ、委員以外の教職員、外部有識者の出席を求めることができる。

（事務局）

第 10 条

センターの事務は、センター長、副センター長、センター事務員が行う。

２ センター事務員は、センターの庶務及び会計事務を担当する。

（その他）

第 11 条

この規程に定めるものの他、運営方法等必要なことは別に定める。

（改廃）

第 12 条

この規程の改廃は、大学運営会議が審議し、学長が決定する。

附則

この規程は、平成 30 年 12 月 19 日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成 31 年 4 月 1 日に改正する。